

城北防災だより

2023/11/2
63号
城北地区防災対策協議会
事務局：城北地区公民館

11月12日「一時集合場所集合訓練」問い合わせへの確認！！

今回の訓練は、危険が迫る場面での、となり近所で“危険を知らせ合う”「声かけ避難」(情報共有)手順の定着と、点検に重点を置いています。

10月25日に全戸配布しました「訓練開催チラシ」でもお知らせしましたが、具体的には、班単位で『一時集合場所』に集合して、集合できていない世帯への『安否確認』と『動向確認』を訓練内容としています。

問い合わせがありましたので、確認させていただきます。

町内の自主防災会長へは、10月5日付け文書で、訓練実施日と訓練概要をお知らせし、10月24日には、「防災訓練説明会」を開催し、訓練当日の訓練内容を説明・協議しました。

また、班長業務を説明する「班長業務説明:資料」を、10月25日付けで文書を作成し、「訓練開催チラシ」と一緒に、各町内班数分を発送させていただきました。

その内容で、「班長が班員に、避難訓練開始を呼びかける」としてありますが、班長の呼びかけの音が聞こえてから、班員が「避難行動を開始する」意味で記載したものではありません。



【警戒情報発令AM8:00】

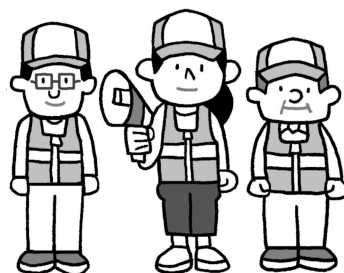
*班長が班員に「避難訓練開始」を呼びかける。

例:「避難訓練です…！！」

各世帯の「避難行動開始」は、午前8時に、自主的に点検行動を開始して、AM8:05頃「一時集合場所」に集合することになります。

尚、24日の、「防災訓練説明会」でも説明しましたが、これまでは訓練開始の合図を「花火」を揚げていましたが、城北地区内で花火を揚げられる要件を満たすことが出来なくなり、業者と折衝の末、断念しました。また、市の防災無線も、AM8:30以降でなければ、訓練で使用することができません。

「訓練開催チラシ」にも、住民避難の手順の②で記載していますが、隣近所に声をかけあって



8:05 避難行動 開始

近助

②隣近所に声をかけあって『一時集合場所』へ集合。

『一時集合場所』へ集合する行動と、同じ意味で記載したものです。

班長が、班員に「避難開始」を告げて回る意味ではありません事を確認

させていただきます。

今回の訓練は、訓練をとおして町内会としての結びつき、防災力を強め、隣近所で“危険を知らせ合う”「声かけ避難」(情報共有)手順の定着と、点検を主目的にしています。

班単位で『一時集合場所』を事前に確認した上で、参加いただきますようお願いいたします。